

対日外国投資委員会の設置について

令和8年6月29日
関係省庁等申合せ

1 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第69条の3及び第69条の4に基づく対内直接投資等（特定取得を含む。以下同じ。）の審査等に係る関係行政機関の協力及び連携を推進し、省庁横断的な体制構築を通じて対内直接投資等に係る審査等を高度化するため、対日外国投資委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

共同議長	財務省国際局長 内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
主構成員	外務省経済局長 経済産業省貿易経済安全保障局長 防衛装備庁装備政策部長
構成員	警察庁生活安全局長 金融庁総合政策局総括審議官 総務省経済安全保障総括官 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省医薬産業振興・医療情報審議官 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 国土交通省国際統括官 環境省環境再生・資源循環局長
オブザーバー	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

3 委員会は、外為法に基づく対内直接投資等に係る事前審査及び事後モニタリング等に際して、国の安全を損なう事態を生ずるおそれ等が認められるか否かについて確認が必要な場合その他省庁横断的な連携が必要な場合において、構成員（オブザーバーを含む。以下同じ。）の意見や情報を集約し、検討を行うものとする。

4 共同議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関に対して、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。また、共同議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員に会議への出席を求めることができる。

5 共同議長は、必要があると認めるときは、主構成員及び共同議長が出席を求める一部の構成員からなる会議を開催することができる。

6 共同議長は、必要があると認めるときは、財務大臣、事業所管大臣その他の関係行政機関の長に

会議への出席を求めることができる。

- 7 対内直接投資等に係る個別事案を扱うことに鑑み、会議は原則として非公開で行うこととし、議事録等についても原則として非公表とする。ただし、共同議長が必要と認める場合には、会議及び議事録等の全部または一部を公開とすることができる。
- 8 委員会の円滑な運営を図るため、委員会の下に、共同議長が指定する官職にある者で構成する幹事会を置き、必要な事務を行うこととする。
- 9 第4項、第5項及び第7項の規定は、幹事会について準用する。
- 10 委員会（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務を行う事務局は、財務省がこれを務める。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、共同議長が定める。